

2. 多様な市民が安心して暮らせる「ふるさと富田林」を目指して

(4) 高校生から20代30代の若ものに対する支援について

①「子ども・若者育成支援推進法」による計画策定と若ものの居場所づくり、引きこもりの相談支援、及び、地域若者サポートステーションによる就労支援の経過について

**【答弁】**

2. 多様な市民が安心して暮らせる「ふるさと富田林」を目指して、の(4)の①についてお答します。子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若もの育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若ものを支援するためのネットワーク整備の2つを目的として平成22年に施行されました。この支援法において、国及び地方公共団体は若ものが社会生活を円滑に営むことができるようにするための相談などを行うこと、若ものの居場所作り、そして就学または就業を助けることなどが規定されています。これに基づきまして、本市におきましては、概ね15歳から39歳までの子ども・若ものを対象としたひきこもりなど相談窓口を平成24年度に開設し、ひきこもりやニート、不登校などに悩んでおられる本人やご家族に対して、NPO法人など地域の民間支援団体協力のもと、毎月第4木曜日に面談を実施してきました。また、平成26年度より「ひきこもりシンポジウム」を開催しており、近年はその参加者も年々増加し昨年度は31名が参加しました。ひきこもり相談の件数も昨年度は23人と年々増えてきております。

若ものの居場所づくりにつきましては、平成29年9月に「若ものの育成拠点」をコンセプトとする市きらめき創造館 Topic を開設し、放課後や週末の時間帯にロビースタッフを配置し、中高生をはじめとした若ものの話し相手・相談相手と

なったり学習を支援したりし、若ものたちとの心のつながり、関係性を構築しております。

次に、地域若者サポートステーションによる就労支援の経過についてでございますが、本市では、平成25年度から、市内の一般社団法人が国の支援機関として、就労に悩みを抱える若もの問題解決に向けて活動されております。

毎年、国に事業計画の提案に加えて各市町村の推薦書が必要となりますことから、今年度もこれまでの実績などから同法人を推薦し、事業を受託されております。

事業の内容としましては、個別面談、講座や就業体験などの各種支援を通じて働く力を引き出し、その後に、就職活動に必要な細やかな情報提供が行われており、また、就職後も相談に応じるなど、就職定着とステップアップ支援にも取り組まれております。

さらに今年度は、府が実施する「青少年スキルアップサポートモデル事業」を受託され、不登校やひきこもりを経験するなどの課題を抱えた若ものを対象に、家庭訪問の実施や、企業との協力によるインターン支援に取り組まれると聞いております。

本市といたしましても、若ものに対する自立支援や就労支援にかかる国や府の動向を注視するとともに、関係機関と連携し、8050問題などの関りも考慮して、社会参加を阻害する背景要因や家族への対応などを含めた、きめ細やかな支援体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。